

香川県における水道広域化

香 川 県



香川県内の市町と広域化



県と8市8町（直島町除く）で、水道広域化を推進

県内水道事業の課題と広域化の効果

◎ 現 況

- 人口減少による給水収益の減少
- 香川用水の取水制限の頻発化、県内水源の供給力の低下
- 施設の老朽化に伴う大量更新
- 全国平均を大きく下回る施設耐震化
- 施設整備水準や水道料金に格差
- 今後10年間で約半数の職員が定年

◎ 課 題

- ➔ 業務の効率化，経営基盤の強化
- ➔ 香川用水の取水制限等への対応
- ➔ 施設の計画的な更新
- ➔ 早急な耐震化の推進
- ➔ 施設整備水準やサービスの平準化
- ➔ 職員数の最適化と技術の継承

県内水道事業の広域化

【効 果】

- 業務共同化や計画的・効率的な施設更新による更新費削減 ➔ 料金値上げの抑制
- 水源の一元管理や管理体制強化による安全な水道水の安定供給
- 事業規模拡大による効率的な人員配置や人材育成
- 渇水や災害時の危機管理体制拡大，窓口の利便性拡大

⇒ 広域化により、運営基盤の強化や住民サービス水準の向上を図る

3

香川県における水道広域化の検討経緯

H20

- ・ 県水道局及び市町水道担当者による**水道広域化勉強会**を開始

H21

- ・ トップ政談会（市長グループ）において水道広域化検討開始の要請
- ・ トップ政談会（町長グループ）において知事から水道広域化検討呼びかけ

H22

- ・ 水道関係の専門家による**香川県水道広域化専門委員会**の設置
- ・ 県内水道のあるべき姿の検討開始
- ・ 日本水道協会香川県支部から知事へ水道広域化について要望

H23

- ・ 香川県水道広域化専門委員会から知事へ提言「**香川県内水道のあるべき姿に向けて**」（H23.3.18）
- ・ **香川県水道広域化協議会**の設置

H24

- ・ 香川県水道広域化協議会「**県内水道の広域化に関する基本方針等の中間とりまとめ**」（H25.2.7）

H25

- ・ **香川県広域水道事業体検討協議会**の設置（県及び直島町を除く16市町で構成）

H26

- ・ 香川県広域水道事業体検討協議会「**広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ**」（H26.10）

H27

- ・ **香川県広域水道事業体設立準備協議会（法定協議会）**設置（直島町を除く14市町と県で構成）

H28

- ・ 香川県広域水道事業体設立準備協議会へ新たに2市が加入（直島町を除く全市町が協議会参加）

4

総務・経理・営業関係業務の基本方針

- ▶ 広域水道事業の運営母体の組織形態は「企業団」
 - ・本部を高松市内に置く
- ▶ 企業団の管理運営業務(総務、人事、経理等)・広報関係業務
 - ・本部で集中管理
 - ・業務の効率化を図る
- ▶ 企業団の管理運営業務等
 - ・各市町に企業団の「出張所」を置いて業務を分掌
 - ・一定期間経過後、県下5ブロック(西讃、中讃、高松、東讃、小豆)に置く「ブロック統括センター」に統合
- ▶ お客様センターの窓口
 - ・出張所(後にブロック統括センター)に設置
 - ・顧客サービス水準の向上を図る
- ▶ 各種電算システム(各市町等ごとに異なっている)
 - ・早期に統一を図る
 - ・特に料金システム及び財務会計システムは、企業団による水道事業開始時点から運用できるよう、最優先で整備

運転・管理関係業務の基本方針

- ▶ 効率的な取水と香川用水の取水制限時等での安定的な給水の確保
⇒ 香川用水と県内の自己水源の一元的に管理
- ▶ 管路の維持管理や漏水修繕、給水施設の審査及び検査等の業務での迅速かつ適正な対応
⇒ 5つのブロック統括センターに集約して効率化
- ▶ 運転管理の監視レベルの向上
⇒ 浄水場の統廃合にあわせて、基幹浄水場を中心に集中監視して効率化・省力化
- ▶ 水道水の安全性の確保(水質事故に対する迅速な対応)
⇒ 水質管理センターを2箇所(川添浄水場内・県営綾川浄水場内)に分散して設置

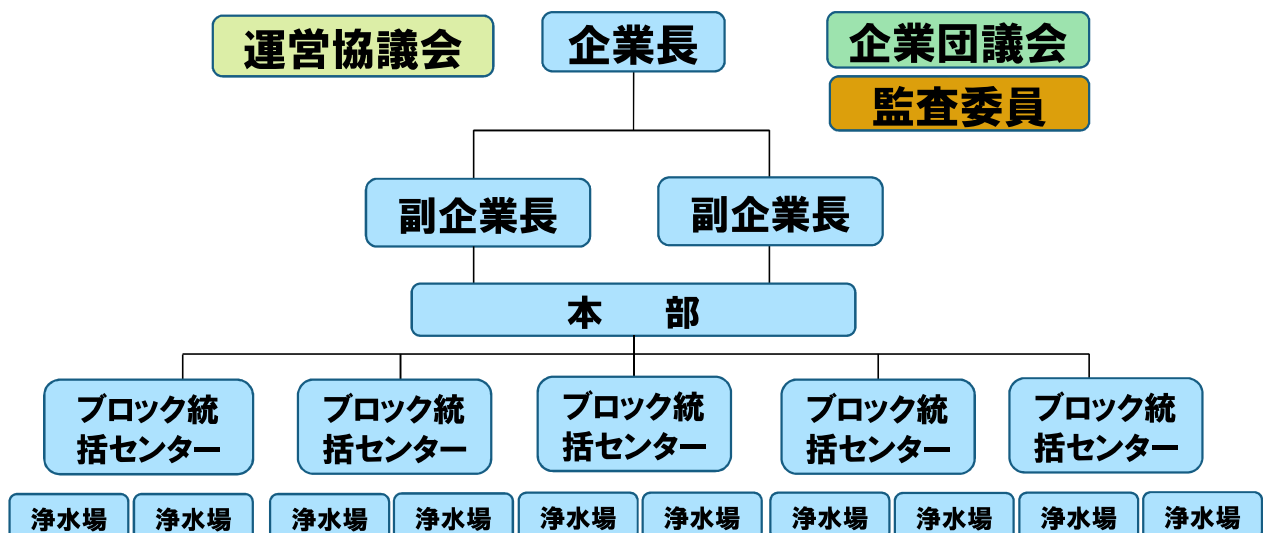
組織体制に関する基本方針

- 企業団の意思決定機関：企業団議会
- 執行機関：企業長、補助職員（副企業長及びその他の職員）
- 監査委員：定数2人
- 運営協議会：企業団を構成する地方公共団体の長で構成
企業団の管理運営に関し、規約変更や予算・決算等の重要事項を協議

職員に関する基本方針

- 企業団設立後、当分の間は構成団体から職員派遣による対応
一定期間を置き、企業団への身分移管、企業団による新規採用を検討
- 職員数：
企業団の設立当初は、現行職員数と同程度の職員数を確保
順次、組織の改編に合わせて業務の効率化を図りながら、
適正規模を目指す

企業団組織体制のイメージ（ブロック統括センター設置時）



施設整備の基本方針

- 運営の効率化を図るとともに、水源の一元管理、円滑な水融通を行うため、各水道事業体ごとに整備している浄水場や水源施設などについて、広域的な観点から再編整備
- 処理能力の大きい浄水場を継続して運用することとし、維持管理や更新費等の面で不利になり易い小規模な浄水場は運用を停止 【浄水場数 55か所 ➡ 26か所】
- 更新需要のピーク時期やその規模を踏まえつつ、施設区分ごとに重要度や優先度を勘案した更新基準を設定し、更新需要を平準化
- 小規模浄水場を停止し、比較的規模の大きな浄水場の機能を効率的に活用することにより、更新需要を抑制

9

財政運営の基本方針

- 経営基盤の強化
水需要の減少に伴い、給水収益が減少する中で、広域化により経営の効率化、水道施設の最適化を図り、経営基盤を強化
- 財源の確実な確保
 - ・ 水道施設や管路が老朽化する中、積みあがった更新事業を計画的に実施
 - ・ 地域間の円滑な水融通を行うための広域水道施設を整備する財源を確実に確保
- 国庫補助制度（10年間）を活用する平成37年度*までは、各水道事業体ごとに区分経理を行い、事業体間の公平性を保つため、平成37年度*における内部留保資金を料金収入の50%にする
- 平成38年度以降*は、1事業体として一体経理を行い、平成55年度における内部留保資金を料金収入の50%に、企業債残高を料金収入の3倍以内にする

*とりまとめ段階時

水道料金の基本方針

- 平成37年度末*までは、現状の水道事業体ごとの料金体系を用い、旧水道事業体の区分経理ごとに水道施設更新事業の費用と収益のバランスを確認しながら、水道料金の値上げを確実に実施
- 広域水道施設整備事業終了後の平成38年度*を目途に水道料金を統一
- 水道料金の統一にあたっては、料金体系の統一を行う必要があることから、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本

*とりまとめ段階時

11

費用負担の基本方針

- 国庫補助を受けて水道広域化促進事業（経年施設更新事業と統合関連事業）を実施する場合の財源措置として、一般会計繰出金をルール化
- 統合後の収益的収支の不足額の負担は、本来、料金値上げによる対応が基本であることや一般会計の財政状況に鑑み、負担方針は定めない
- 内部留保資金、企業債未償還残高ともに、事業体間の格差は現存するが、統合時に格差を是正するための一般会計等からの補填は行わない
- 区分経理において各事業体が共同して負担すべき費用の負担区分は、基本的には、各事業ごとの有収水量割りとし、これに拠ることが極めて不合理であると認められる場合には、別途検討

資産等の取扱いの基本方針

企業団は、廃止するすべての事業の統合先、集合体という位置付けであるため、各地の先進事例を踏まえ、各水道事業体の事業の用に供している資産、資本及び負債は、すべて統合事業体である企業団への無償引継ぎを基本

12

香川県広域水道事業体設立準備協議会（H27.4～） での検討内容

財政運営に当たっての考え方

交付金制度を活用した水道施設整備の推進

- 水道施設の最適化による経営基盤の強化【広域水道施設整備事業】
- 水道施設の更新・耐震化等の推進【更新事業】

区分経理期間の設定による事業体間の公平性確保

- 企業団が業務を開始する平成30年度から39年度までの10年間は、旧事業体ごとに区分経理を実施し、事業を推進
- 区分経理期間を利用した事業体間の施設整備状況や財政状況の格差是正
- 格差是正に必要な資金を確保するため、旧事業体ごとに水道料金を適切に改定

格差是正の後、一体経理による水道料金の統一

- 事業体間の格差是正後、区分経理を終了
- 水道料金を統一

13

香川県広域水道事業体設立準備協議会（H27.4～） での検討内容

財政運営の基本方針

基本的事項とりまとめ(H26.10)「財政運営の基本方針」との比較

損益の条件を設けない【変更】

- 「各年の損益(収益的収支)を料金収入の10%以上」としていたが、必要以上の料金値上げにつながることから、条件から削除する。

平成39年度の内部留保資金を料金収入の50%以上【継続】

- 水道施設の更新需要に対応するため、一定の自己資金確保を図るもの。
- 「各年の内部留保資金を負としない」「平成55年度における内部留保金を料金収入の50%となるようにする」との条件も継続する。

平成39年度の企業債残高を料金収入の3.5倍以内【新規】

- 財政の健全化を図るため、企業債残高の縮減は必要不可欠であるとともに、事業体間の公平性を確保する上で、極めて重要な要素であることから、平成55年度における企業債残高の目標「料金収入の3倍以内」を踏まえ、3.5倍以内とする。

一般会計繰出金の算入【継続・検討中】

- 関係団体は、総務省の繰出基準に基づき、「所要額」を一般会計から繰出しする。
- 「所要額」として、「区分経理期間中において、水道料金の著しい値上げ(1回の料金改定につき、平均改定率【10%目途で検討中】を超える改定)を回避するために必要な額」とする。

14

香川県広域水道事業体設立準備協議会（H27.4～） での検討内容

経年施設更新計画策定の基本的な考え方

概要

○県内水道施設が大量更新期を迎える中、単純に施設を更新することは財政収支の悪化につながる。

○このため、平成28年度から55年度までに更新が必要な施設について、適切な更新基準を設定し、耐用年数を見直した上で更新事業費を算出する。

○更新検討対象施設は、浄水施設、配水池、ポンプ場、管路（導水管、送水管、配水管）とする。

更新基準

平準化等

○更新需要のピーク時期やその規模を踏まえつつ、試算区分ごとに重要度や優先度を勘案した更新基準を設定し、更新需要の平準化を行う。

○更新基準は厚生労働省「水道事業におけるアセットマネジメントの取組み状況調査」を参考として設定する。

15

香川県広域水道事業体設立準備協議会（H27.4～） での検討内容

広域水道施設整備計画

概要

○水源の一元管理や、円滑な水融通を行うため、浄水場や連絡管などの再編整備について、基本的な考え方を定めたもの。

「広域水道施設整備計画概要」は次ページのとおり

負担区分 の基本的 な考え方

県内を5ブロック（東讃、高松、小豆、中讃、西讃）に分ける。

①全事業費の2分の1は、全事業体の有収水量で按分。

②残りの2分の1は、ブロック別の有収水量で按分。

事業を開始する平成30年度以降の負担区分は、前年度の有収水量実績値を用いて当該年度の負担区分を算出する。

16

香川県広域水道事業体設立準備協議会（H27.4～） での検討内容

広域水道施設整備計画（浄水場の統廃合）



17

香川県広域水道事業体設立準備協議会（H27.4～） での検討内容

企業団組織体制（本部・ブロック統括センター）の基本的な考え方

企業団本部

- 企業団の設立に合わせ、本部を高松市に設置する。
- 本部業務は、総務、人事、経理、広報などの管理運営等に関する業務、技術関係の計画・管理業務、広域施設整備及び香川用水の浄水等に関する業務とする。
- 企業団本部の施設は、県が県有施設等で確保する。

ブロック統括センター

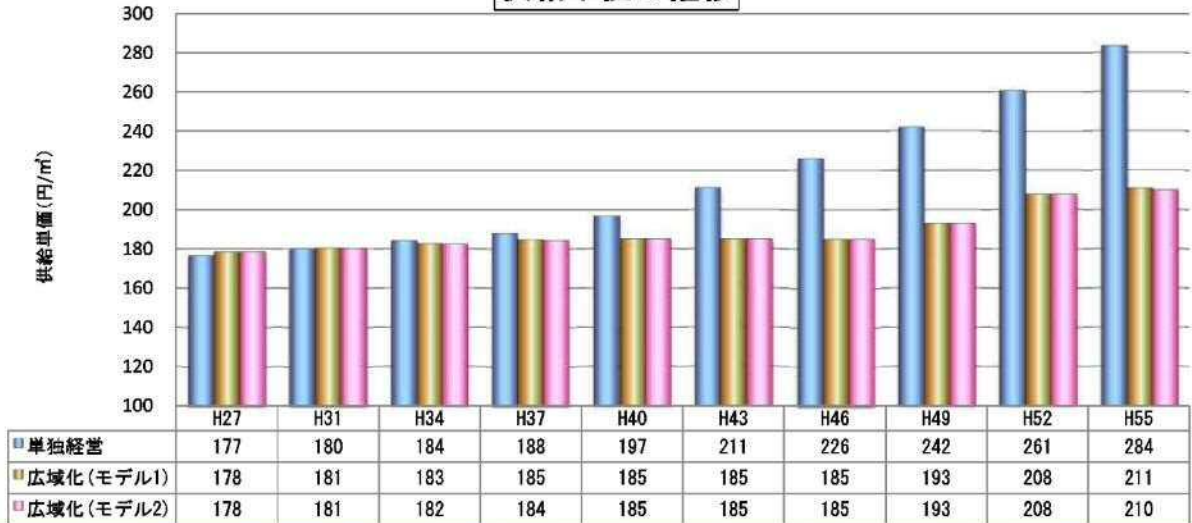
- 事業開始当初は各団体の水道部局課を出張所とし、本部の下に配置する。
- 事業開始2年後（平成32年4月）にブロック統括センターを設立し、出張所業務を集約する。
- ブロック統括センターは、本部で実施する業務以外の業務とする。
- ブロック統括センターは、東讃、高松、小豆、中讃、西讃の各ブロックに1か所配置する。

18

香川県広域水道事業体設立準備協議会（H27.4～） での検討内容

財政収支の試算結果（平成28年3月）

供給単価の推移



広域化に必要な施設整備費用を平成30～39年度に計上しているため、必要となる企業債借入額の増加に伴う支払利息、減価償却費が増加。一方、広域化による更新事業費の削減効果や、交付金、繰出金により、広域化モデルは単独経営よりも供給単価が低く抑えられる。平成55年度時点で、単独経営の場合と比較して広域化モデル1では73円、広域化モデル2では74円(約26%)の削減が見込まれる。

香川県広域水道事業体設立準備協議会（H27.4～） での検討内容

財政収支の試算結果（平成28年3月）

A市の例

水道料金の推移

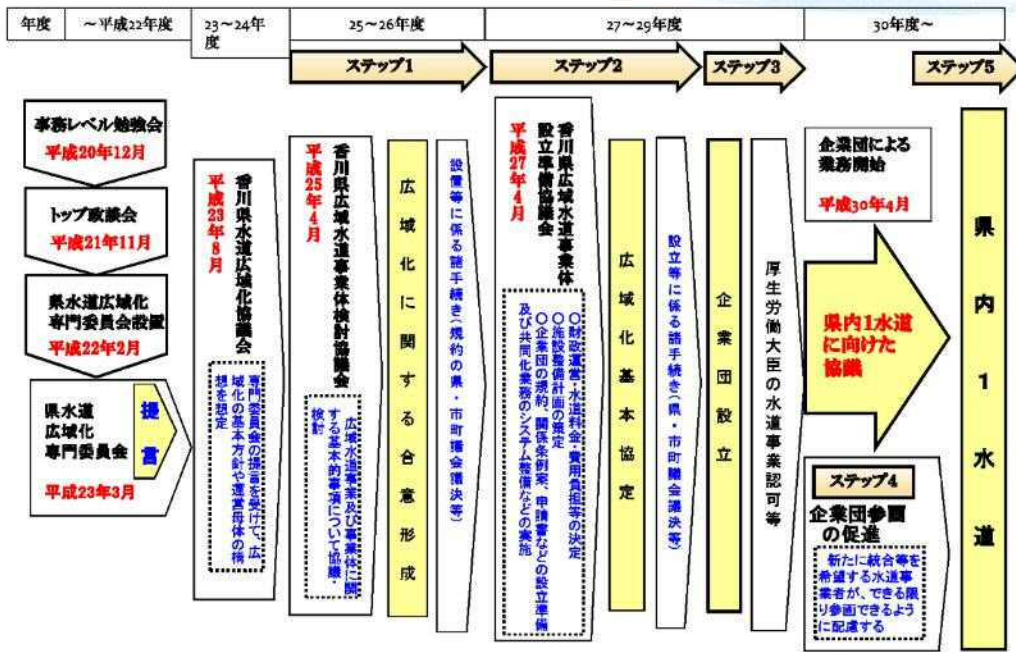


B市の例

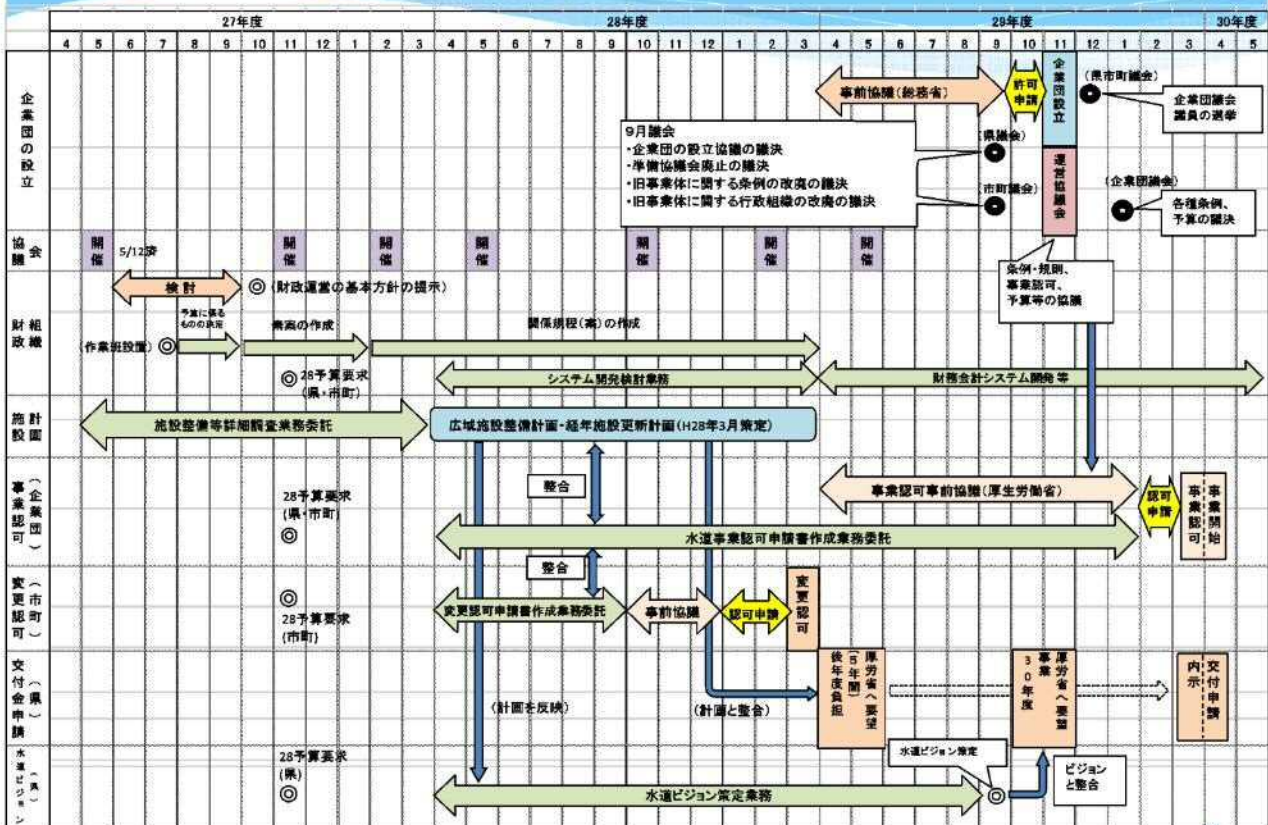
水道料金の推移



広域化スケジュール



広域化スケジュールII





お問い合わせは

香川県政策部水資源対策課水道広域化推進室 087(832)3107
(香川県広域水道事業体設立準備協議会事務局)

